

都市再生整備計画(第7回変更)

駿府ふれあい地区(第3期)

静岡県 静岡市

令和4年1月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	<input checked="" type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input type="checkbox"/>

目標及び計画期間

都道府県名	静岡県	市町村名	静岡市	地区名	駿府ふれあい地区(第3期)	面積	240 ha
計画期間	平成 28 年度 ~ 令和 3 年度	交付期間	平成 28 年度 ~ 令和 3 年度				

<p>目標</p> <p>大目標 賑わいと潤いあふれる歴史文化都市の形成 小目標1 歴史的価値のみがきあげによる拠点性向上 小目標2 多彩な交流と活動を支える道路交通環境の充実 小目標3 賑わい創出のためのまちなかの魅力向上</p>
<p>目標設定の根拠</p> <p>都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。</p> <p>本市は、奈良時代以前に国府が置かれてから今日に至るまで、地域の中核的な役割を担い続けるなど、東海道の要衝としての存在感を發揮してきた。また、登呂遺跡の農耕集落がさかえた弥生時代や、今川文化が花開いた室町・戦国時代、家康公の大御所政権時代など、悠久の歴史の中で、多彩な文化を育んできた。現在では、合併前の旧静岡市・旧清水市の中心地に、それぞれ中心性を同等に有する地区が2つ存在し、本市全域の活性化を牽引する役割を担っている。</p> <p>本市では、「中心市街地活性化基本計画」において、異なる個性や拠点性を持つ2つの地区を「中心市街地」(静岡都心、清水都心)と位置づけ、市全体の活性化・魅力向上を図るための双発のエンジンとして、この2地区の活性化に集中的に取組んでいる。計画に基づく各種事業の実施により一定の効果が果たされ、中心市街地を取り巻く雰囲気は明るい兆しを取り戻しつつあるが、更なる発展に向け取り組むべき課題は依然として残っている。また、市人口は、現状のまま推移すると10年後には約65万人にまで減少すると推計されており、今後、地域経済や市民の暮らしなどに様々な影響を及ぼすことが予測されている。</p> <p>こうしたことから、都市機能の無秩序な拡散を防止し、多様な都市機能がコンパクトに集積した集約型の都市構造を構築することにより、高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすく、にぎわいあふれる「コンパクトなまちづくり」を進め、市全体の持続的な発展を目指していく。</p> <p>「静岡市都市計画マスタープラン」において、静岡都心と清水都心では地域間競争や適切な役割分担を図る観点から、機能調整を図り、相互連携のもと活気に満ちた中心市街地へと都市再生することを課題としており、都市機能を役割分担する複数の都市拠点を形成して、交流の盛んな活力あるまちづくりを目指している。又、「第3次静岡市総合計画」において、静岡都心では、徳川家康公の築いた城下町を基礎とし、利便性・快適性をさらに高めるため、商業、業務、居住等の多様な機能の強化を図るとともに、回遊性を向上させる取組みを進めていく。一方、清水都心では、JR清水駅と清水港が接近している立地を生かし、物流機能が移転する日の出地区において工業、物流機能から賑わい・交流機能への転換を図り、「みなと」と「まち」をつなぐ取組みを進めていく。</p> <p>都市全体における公的不動産の活用の方として、「静岡市アセットマネジメント基本方針」に基づき、効率よく公共施設の整備や維持管理を行い寿命を延ばしたり、必要なサービス水準は確保しつつ、公共施設の利用活用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を図り、都市経営上の健全性を維持していく。</p> <p>まちづくりの経緯及び現況</p> <p>平成15年4月1日の合併により誕生した「静岡市」は、静岡県の県庁所在地として政治、経済、文化、教育などの中枢機能が集積する県の中心であるとともに、平成17年に政令指定都市として指定を受け、中部地方の中核を担っている。</p> <p>その中で当地区は、東静岡地区、清水都心地区とともに3つの静岡市の都市核として上位計画等に位置付けている。また、歴史的にも政治経済拠点として機能してきた地区である。そのため、現在でも行政、商業、業務等の機能や医療福祉施設、教育施設等の都市機能が多く集積し、県内でも有数の賑わいを誇っている。さらに、駿府城公園や常盤公園、青葉シンボルロードなどまとまったオープンスペースを有し、豊かな歴史に培われた伝統資源が豊富であることなど、文化・自然環境面でも充実している。</p> <p>一方で近年の少子高齢化傾向などの商業環境変化、3大都市圏への人口集中傾向の影響もあり、来街者の減少や個人商店の減少傾向が見られるなど、地方都市中心部共通の課題を抱えているのが現状である。</p> <p>さらに、人口減社会への転換期を迎える中、静岡市の総人口及び生産人口は、平成2年をピークに減少に転じ、平成17年には、社会減に転じており、中心市街地の歩行者通行量の減少傾向も底を打ったものの、大きな改善には至っていない状況にある。また、平成20年12月「静岡市緊急経済対策本部」設置以降、地域経済力強化施策の推進が課題となっている。</p> <p>このため、市ではこれまでに、「静岡都心地区都市再生整備計画事業(H16～H20)」、「駿府ふれあい地区都市再生整備計画事業(H21～H25)」やその他の関連する都市基盤整備事業を継続して実施してきた。具体的には、JR静岡駅周辺における駅前広場整備、地下道再生(リニューアル)整備や公共サイン、情報提供設備の充実、歩行者優先交通環境の整備、駿府公園の改修、駿府城櫓の復元などを実施し、静岡市美術館等の拠点的な文化施設の開設、中心市街地の市街地再開発事業による土地の高度利用、新たな観光イベント開催などの他、市民参加によるまちづくり活動の支援など、様々な都市再生事業に取り組んできた。</p>
<p>課題</p> <p>■歴史的な名所の核づくり ・本地区は、今川氏や徳川家康公にゆかりが深い駿府城公園や静岡浅間神社などに近いため、歴史的な名所の核とし、歴史資源をめぐる回遊の拠点となる施設の整備が必要である。</p> <p>■誰もが安心してアクセスし回遊できる道路交通環境の充実 ・路上駐輪やまちなかへの自動車の流入により、歩行者の安全で快適な回遊に課題があるため、歩行者を中心とした道路交通環境の更なる充実が必要となる。</p> <p>■静岡都心エリアに相応しい賑わいの創出 ・本地区の歩行者通行量の減少傾向は底を打ったものの、大きな改善には至っておらず、賑わいを創出する施策を継続して実施していく必要がある。</p> <p>■まちなかの更なる魅力向上 ・地域の特性をより活かした、魅力あるまちづくりを進めるためには、市民・民間レベルでのまちづくりを強化していくことが求められている。</p>
<p>将来ビジョン(中長期)</p> <p>■人とのふれあいに溢れるくつろぎ回遊都心地区 ・都市計画マスタープラン(H18～)：本地区を「政令市にふさわしく風格ある景観の形成や商業・業務機能の集積を図り、人々が集い交流するまちづくりを目指す」と位置付けている。 ・中心市街地活性化基本計画(H21～)：本地区は、「商都静岡 まちなか空間グレードアップ～商業集積とまちのスケールを活かした快適で楽しい都市空間づくり～」をコンセプトに、「人が主役の、憩い・くつろぎのまち」、「人が集まる、魅力・にぎわいのまち」を目標としている。 ・静岡市都心地区まちづくり戦略(H22～)：「世界に輝く『静岡』の創造」を支える都市構造・空間づくりへ向け、「静岡DNAが息つき、人々を刺激する都心」を目指す。 ・静岡市まちなかき戦略推進プラン(H23～)：スローガン「静岡を『希望の岡』」の下、むやみに新しいモノをつくるのではなく、もともとある地域資源を活かした都市ビジョン実現を目指す。 ・第3次総合計画(H27～)：目指す都市像として「『歴史文化のまち』づくり」掲げ、地域資源の活用を図り、新たな経済的価値を創造することにより、文化力を地域活力に転換していくことで「都市の発展」を目指す。</p>

都市構造再編集支援事業の計画 ※都市構造再編集支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

都市機能配置の考え方

「コンパクトなまちづくり」の推進により、「生活利便性の向上」「効率的な都市経営」、「環境負荷の低減」を実現し、人口減少・高齢化の進行・人口の拡散・経済活力の低下といった「都市活力低下」に係る課題と、環境保全の重視・多様な市民ニーズやユニバーサルデザインに対応した市民サービスの付加価値向上といった「新しい価値観への対応」に係る課題の解決を図ることを目的とする。(中活)

都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方

【歴史文化施設】

・施設建設予定地は、駿府城内にあり、旧駿府城下町に隣接している。施設では、「駿府」の歴史を語る施設として、駿府在城中の「大御所家康公」をクローズアップし、都市イメージ「大御所家康公と駿府」を確立する。そして、この魅力を市内外へ発信し、来訪者の駿府城公園や旧駿府城下町への回遊を高めることで、中心市街地活性化に寄与する。
 ・登呂博物館、静岡市美術館、埋蔵文化財センター、フェルケール博物館など、歴史、文化、芸術、産業の各分野を専門的に扱う施設があり、歴史文化施設は、これらの施設の「つなぎ役」としての役割を担い、それぞれの施設の特性を踏まえ、役割を分担し、連携を図ることで、多面的な学びの場を創出する。

都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等

【高質空間形成施設】

・呉服町通線(紺屋町地区)整備事業:歩行者の安全性・回遊性の向上及び賑わいと潤いのある空間形成を図る。
 ・追手町音羽町線等にぎわい空間創出事業:歩行者や自転車が、安全かつ快適に回遊・滞留できるにぎわいや憩いのある空間形成を図る。
 ・(一)高松日出線にぎわい空間創出事業:歩行者や自転車が、安全かつ快適に回遊できる賑わいと潤いのある空間形成を図る。

【高次都市施設】

・歴史文化施設(ビクターセンター)建設事業:集客を図る歴史観光の拠点となる施設を整備する

【中心拠点誘導施設】

・歴史文化施設(教育文化施設)建設事業:資料を保存伝承し、「歴史の中で光る静岡」を紹介する

一体型滞在快適性等向上事業の計画

滞在快適性等向上区域の考え方

青葉緑地を拠点とし、青葉通り、七間町通り周辺に滞在快適性等向上区域を設定し、道路の再整備などによりゆとりある歩行者空間を確保するとともに、沿道の民間事業者による歩道と一体となったオープンスペースの創出等により、官民一体となって居心地の良いまちなかを創出する。

滞在快適性等向上区域での取組

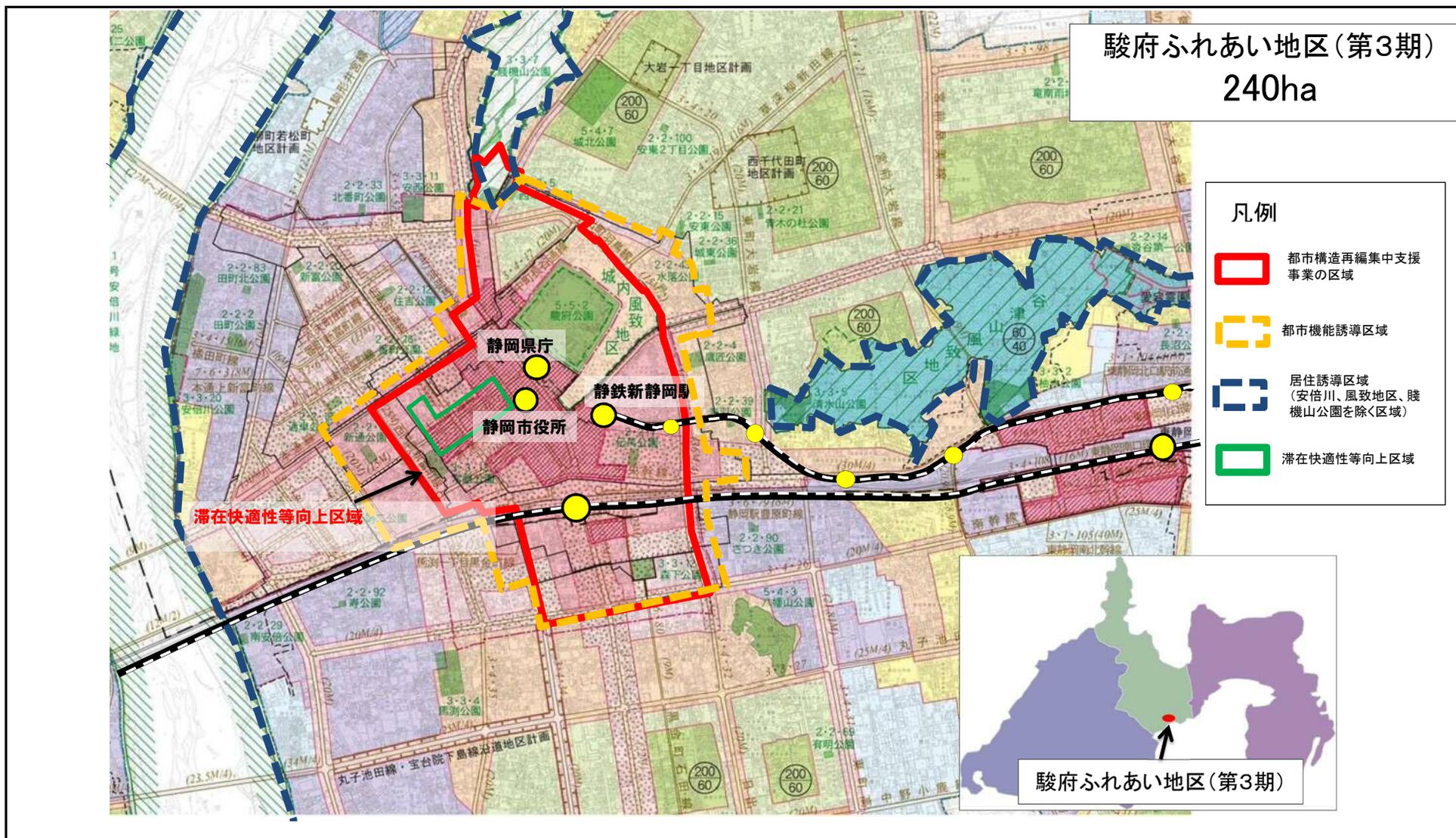
七間町通りにおいて、市が車道の舗装の打ち換えを行うとともに、車道等を含めた公共空間での社会実験を実施し、道路空間の利活用を推進する。
 また、民地において、オープンスペースの創出や店舗のオープン化などにより、歩行者等にくつろぎの場を提供する「一体型快適性等向上事業」を実施する。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
歴史・文化などの地域資源が活かされていると思う市民の割合	%	18歳以上の市民3,000人を無作為抽出したアンケート調査。「たいへんそう思う」「そう思う」の全数に占める割合	小目標1「歴史的価値のみがきあげによる拠点性向上」の達成指標	32.2	H27	50.9	R3
中心市街地はにぎわいや魅力が増したと感じる市民の割合	%	18歳以上の市民3,000人を無作為抽出したアンケート調査。「感じる」「どちらかといえば感じる」の全数に占める割合	小目標1「歴史的価値のみがきあげによる拠点性向上」、小目標2「多彩な交流と活動を支える道路交通環境の充実」、小目標3「賑わい創出のためのまちなかの魅力向上」、の達成指標	58.4	H27	66.8	R3
歩行者通行量	人	中心市街地主要地点(58地点)における、日曜日10時～17時の歩行者通行量の平均値。(静岡地域中心商店街通行量・お買物調査から引用)	小目標1「歴史的価値のみがきあげによる拠点性向上」、小目標2「多彩な交流と活動を支える道路交通環境の充実」、小目標3「賑わい創出のためのまちなかの魅力向上」、の達成指標	6,445	H26	7,236	R3

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1: 歴史的価値のみがきあげによる拠点性向上 ・徳川家康公が愛したまちである当地区を歴史文化拠点としてみがきあげるため、駿府城公園周辺の整備を中心とした事業を推進する。</p>	<p>■基幹事業 ・高次都市施設: 静岡市歴史文化施設(ビクターセンター)整備事業 ・中心拠点誘導施設: 静岡市歴史文化施設(教育文化施設)整備事業 ・公園: 東御門橋(駿府城公園)架替え事業 ○関連事業 ・駿府城公園再整備事業 ・駿府城公園周辺魅力向上事業 ・旧青葉小学校解体事業</p>
<p>整備方針2: 多彩な交流と活動を支える道路交通環境の充実 ・歩行者の安全性・回遊性を向上させ、中心市街地の賑わいを駿府城公園を中心とした歴史資源へ誘導するよう、道路交通環境を充実させる施策を推進する。</p>	<p>■基幹事業 ・高質空間形成施設(緑化施設等): 呉服町通線(紺屋町地区)整備事業 ・高質空間形成施設(緑化施設等): 追手町音羽町線等にぎわい空間創出事業 ・高質空間形成施設(緑化施設等): (一)高松日出線にぎわい空間創出事業 ・高次都市施設: 静岡市歴史文化施設(ビクターセンター)整備事業 ・中心拠点誘導施設: 静岡市歴史文化施設(教育文化施設)整備事業 ○関連事業 ・都心まちづくり推進事業 ・(市)七間町通線舗装構成のあり方検討事業 ・静岡都心地区魅力空間創出事業 ・旧青葉小学校解体事業</p>
<p>整備方針3: 賑わい創出のためのまちなかの魅力向上 ・賑わいと潤いのあるまちなか空間の形成を目指し、主要動線の高質化等により、当地区の新たな魅力を創出する。 ・市民・民間レベルでの実践的なまちづくり活動を促進し、地域が持つ魅力の向上を行う。</p>	<p>■基幹事業 ・高質空間形成施設(緑化施設等): 呉服町通線(紺屋町地区)整備事業 ・高質空間形成施設(緑化施設等): 追手町音羽町線等にぎわい空間創出事業 ・高質空間形成施設(緑化施設等): (一)高松日出線にぎわい空間創出事業 ・高次都市施設: 静岡市歴史文化施設(ビクターセンター)整備事業 ・中心拠点誘導施設: 静岡市歴史文化施設(教育文化施設)整備事業 ・公園: 東御門橋(駿府城公園)架替え事業 ○関連事業 ・市街地再開発事業(静岡呉服町第二地区) ・都心まちづくり推進事業 ・静岡都心地区魅力空間創出事業 ・旧青葉小学校解体事業 ●協定制度等 ・一体型滞在快適性等向上事業</p>
<p>その他</p>	
<p>(住民・市民参加機会) ・事業期間以後の住民や市民による持続的なまちづくり体制の構築のため、住民・市民参加のまちづくり活動支援事業を実施する。</p>	

駿府ふれあい地区(第3期)(静岡県静岡市)	面積 240(8) ha	区域 追手町、駿府町、呉服町、御幸町 他
-----------------------	--------------	----------------------



協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等														
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度										
				制度別詳細1 道路占用許可特例(法第46条第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	制度別詳細3 都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進協定(法第46条第25項)	制度別詳細5 都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)	制度別詳細6 低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)	制度別詳細14 [滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	●店舗、オープンカフェ施設等の設置、管理 軽飲食販売施設、購買施設、オープンカフェ施設等を設置、適切に維持管理することで、まちの賑わいを創出する。	R2~R3	御伝鷹まちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	○										
2	●民地のオープン化の推進 民間施設の建替えに伴い、店舗前をオープンスペース化し、来街者のための休憩や滞留のための施設として、憩える空間の整備を行う。	R2~R3	静活株式会社 (一休型滞在快適性等向上事業実施主体)								○			
3														
4														
5														

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
			制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1					

制度別詳細1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】			
制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	●店舗、オープンカフェ施設等 対象施設:軽飲食販売施設、購買施設、机、椅子、花壇プランター等 別紙制度別詳細1-1のとおり	・店舗、オープンカフェ施設等及びその周辺の清掃を実施する ・歩行者の支障にならないよう有効幅員を確保する ・施設の周辺に違法駐輪が増えないよう、利用者への啓発や地下駐輪場への案内を図る
	2		
	3		

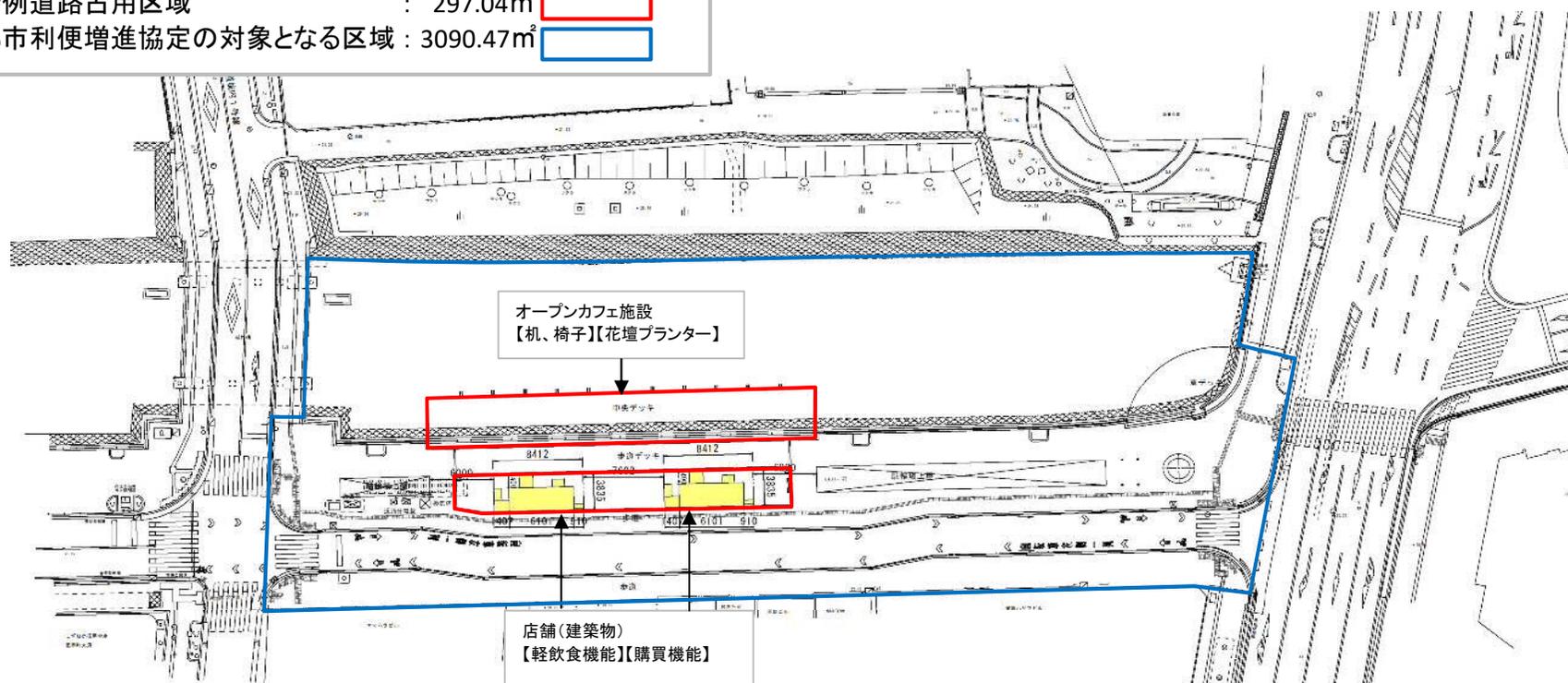
制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)

事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等の配置を示す地図

特例道路占用区域 : 297.04㎡
都市利便増進協定の対象となる区域 : 3090.47㎡



<常設店舗のイメージ(①②同型)>



写真提供:株式会社スノーピーク

<オープンカフェ施設のイメージ>



制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】			
制度の活用計画			
事業内容	事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1	軽飲食販売施設、購買施設、オープンカフェ施設等の設置、維持管理	R2~R3	御伝鷹まちづくり株式会社 (都市再生推進法人)
2	広場空間におけるインフラ設備の維持管理	R2~R3	御伝鷹まちづくり株式会社 (都市再生推進法人)
4			
5			
6			

1. 協定締結者
御伝鷹まちづくり株式会社、道路管理者静岡市、広場管理者静岡市

2. 都市利便増進協定を想定している区域
制度別詳細2-1青枠の範囲

3. 協定内容
(1)協定の目的となる都市利便増進施設
・店舗
・オープンカフェ施設(机、椅子、花壇プランター等)
・照明
・イベント用電源設備
・散水栓
・宅内ポンプ
・水辺デッキ(イベント広場)等

(2)都市利便増進施設の整備方法、費用負担
・インフラ設備(照明、イベント用電源設備、散水栓、宅内ポンプ等)の整備は静岡市が行う。
・上記以外の整備は、御伝鷹まちづくり株式会社が行う。

(3)都市利便増進施設の管理方法、費用負担
御伝鷹まちづくり株式会社は、協定区域内について、以下を実施する。
(都市利便増進施設の日常管理業務については、御伝鷹まちづくり株式会社が第三者に委託しても構わない。)
○都市利便増進施設及びその周辺の清掃及び美化活動の実施
○都市利便増進施設周辺における安全な通行の確保
○店舗、オープンカフェ施設等の設置・活用に起因する損害対応
空間活用収入を、上記施設の維持管理費や、他の地域貢献の取組みに充当する。

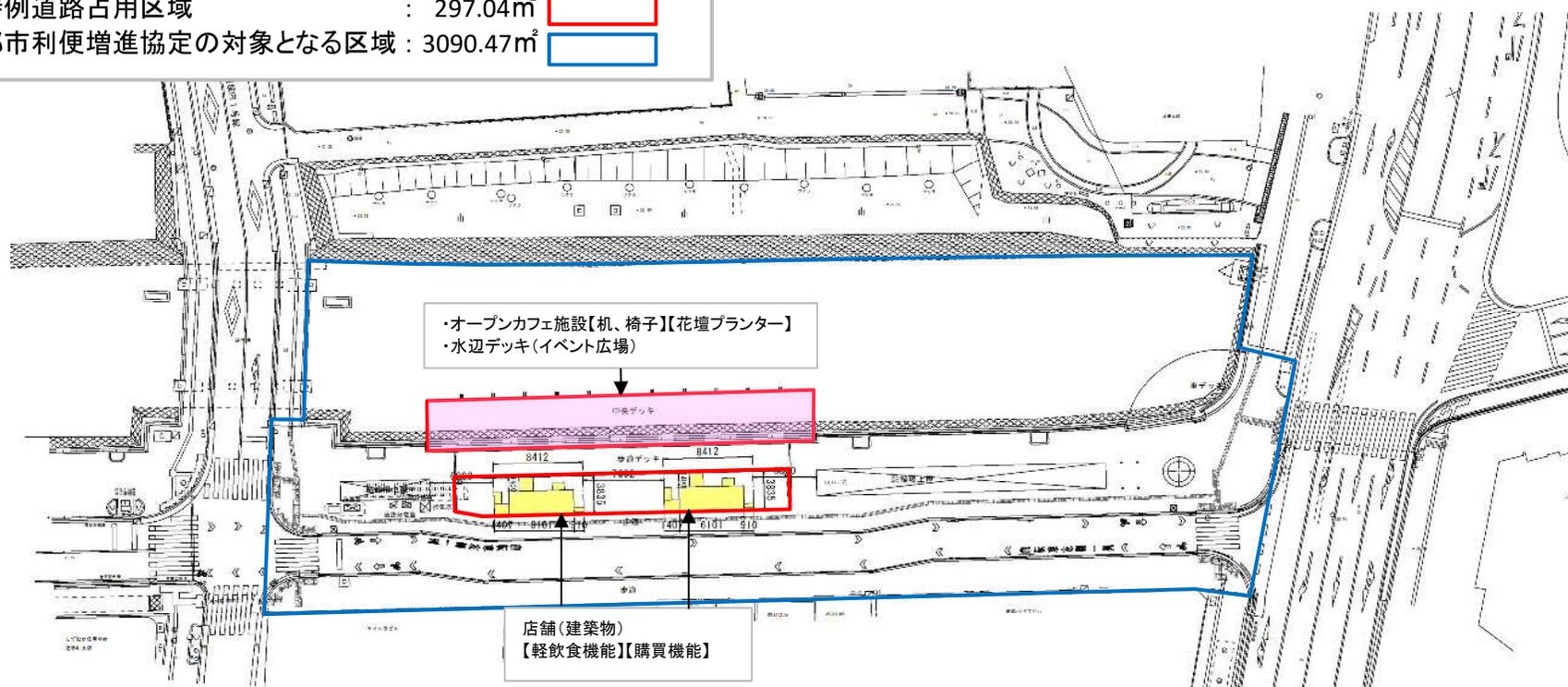
制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

事業番号1.2

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

特例道路占用区域 : 297.04㎡
都市利便増進協定の対象となる区域 : 3090.47㎡



<常設店舗のイメージ(①②同型)>



写真提供:株式会社スノーピーク

<オープンカフェ施設のイメージ>



制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

制度の活用計画

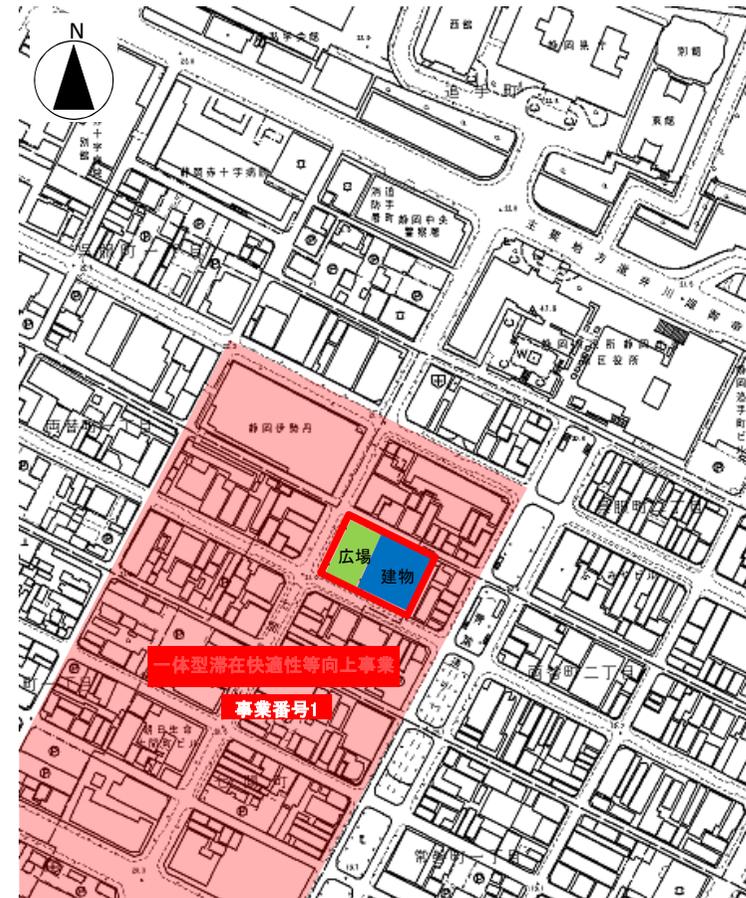
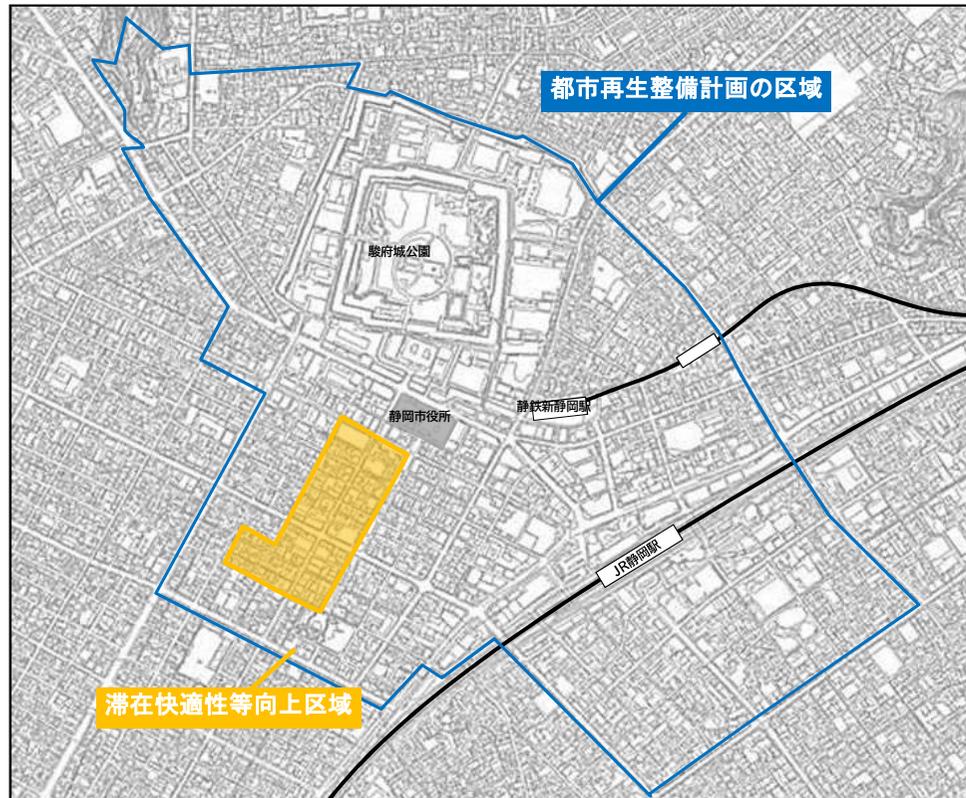
事業番号	事業内容	事業期間	事業主体	事業の詳細
1	●店舗前面の広場化 ●休憩スペースの整備	R3	静活株式会社	●店舗前をオープンスペース化し、誰でも使える交流広場とするとともに、地域のイベントで活用する。 設置する滞在者等快適性向上施設(土地) 広場 約580㎡ 設置する滞在者等快適性向上施設(償却資産) 上屋 473㎡、椅子・テーブル 10箇所、ウッドデッキ 117㎡、人工芝 463㎡
2				
3				
4				

関連する市町村実施事業

事業番号	事業内容	実施期間	実施主体	事業の詳細
1	●舗装の打ち換え	R2~R3	静岡市	滞在快適性等向上区域内の市道七間町通線の舗装の打ち換えを行う。
2	●社会実験の実施	R3	静岡市	市道七間町通線において、居心地が良く歩きたくなるまちの形成に資する道路空間等を活用した社会実験を実施する。

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



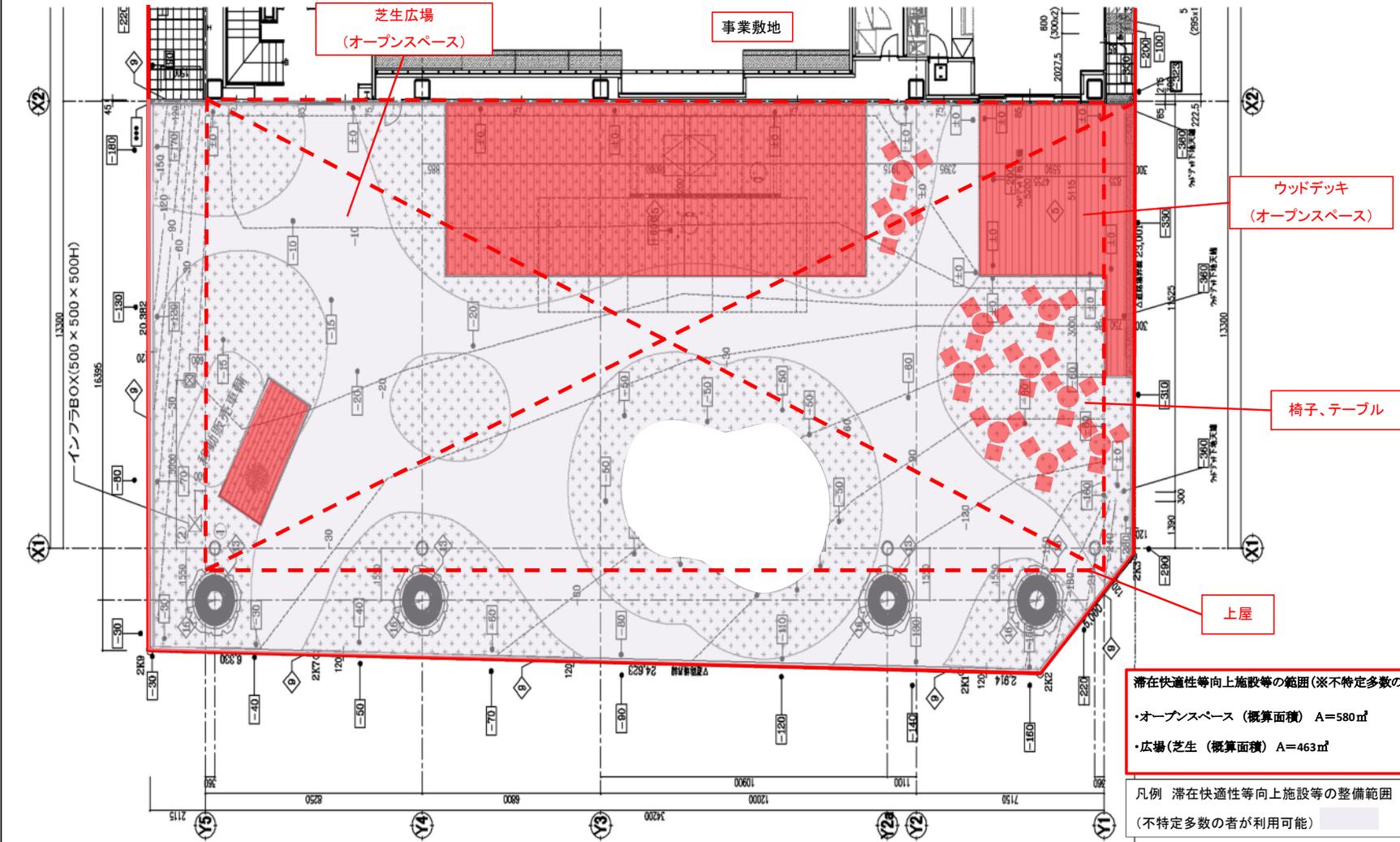
制度別詳細7-2-①(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

事業番号1

R2追記様式

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

敷地平面図(土地・償却資産)



制度別詳細7-2-②(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

事業番号1

R2追記様式

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

物品・写真		償却資産 個数・面積・設置場所	備考
<p>【椅子・テーブル】</p> 	<p>【個数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 椅子 × 30 テーブル × 10 <p>【設置場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙図のとおり 	...	
<p>【上屋】</p> 	<p>【面積】</p> <ul style="list-style-type: none"> 13.800 × 34.340 = 473.89㎡ 合計473.89㎡ <p>【設置場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙図の通り 	...	
<p>【ウッドデッキ】</p> 	<p>【面積】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5.125 × 16.000 = 82.00㎡ 3.000 × 1.050 + 5.125 × 4.840 = 27.95㎡ 4.000 × 1.800 = 7.200㎡ 合計117.15㎡ <p>【設置場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙図の通り 	...	
<p>【芝生】</p> 	<p>【面積】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全面積 580.6㎡ ウッドデッキ面積 117.15㎡ 芝生面積 580.6 - 117.15 = 463.45㎡ 芝生は人工芝を利用いたします。 <p>【設置場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙図のとおり 	...	

駿府ふれあい地区(第3期)(静岡県静岡市) 整備方針概要図(都市構造再編集中支援事業)

目標	賑わいと潤いあふれる歴史文化都市の形成	代表的な指標	地域資源が活かされている (%)	32.2 (27年度) →	50.9 (R3年度)
			にぎわいや魅力が増した (%)	58.4 (27年度) →	66.8 (R3年度)
			歩行者通行料 (人)	6,445 (26年度) →	7,236 (R3年度)

